

2025 年(令和7年)版

明石市 環境の現況

【 資 料 編 】

明石市 環境室 環境保全課

もくじ

ページ

I 大気汚染

1	二酸化硫黄	- 1 -
2	浮遊粒子状物質	- 2 -
3	窒素酸化物	- 3 -
4	一酸化窒素	- 3 -
5	二酸化窒素	- 4 -
6	光化学オキシダント	- 5 -
7	光化学スモッグ注意報等発令状況	- 5 -
8	一酸化炭素	- 5 -
9	微小粒子状物質 (PM2.5)	- 6 -
10	有害大気汚染物質	- 6 -
11	ダイオキシン類	- 6 -

II 水質汚濁

1	河川の環境基準適合状況	- 7 -
2	河川の水質測定結果	- 7 -
3	地下水の水質測定結果	- 11 -
4	海水浴場水質測定結果	- 11 -
5	ダイオキシン類測定結果	- 11 -

III 騒音・振動

1	市内主要幹線道路騒音面的評価結果	- 12 -
---	------------------	--------

IV 公害苦情

1	各種項目別苦情件数	- 13 -
---	-----------	--------

V 環境基準

1	大気の汚染	- 14 -
2	水質の汚濁	- 15 -
3	騒音	- 17 -
4	新幹線鉄道騒音	- 17 -
5	ダイオキシン類	- 18 -

I 大気汚染

1 二酸化硫黄 (一般): 一般大気環境測定局、(自排): 自動車排出ガス測定局

測定局	項目	単位	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
王子 (一般)	有効測定日数	日	356	334	352	364	362
	測定時間	時間	8491	7988	8418	8670	8624
	年平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値が0.1ppmを超えた 時間数とその割合	時間 %	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	日平均値が0.04ppmを超えた 日数とその割合	日 %	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	1時間値の最高値	ppm	0.008	0.020	0.011	0.013	0.015
	日平均値の2%除外値	ppm	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
	※環境基準の長期的評価による 日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
二見 (一般)	有効測定日数	日	355	363	363	365	361
	測定時間	時間	8430	8647	8673	8695	8642
	年平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値が0.1ppmを超えた 時間数とその割合	時間 %	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	日平均値が0.04ppmを超えた 日数とその割合	日 %	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	1時間値の最高値	ppm	0.012	0.013	0.013	0.016	0.017
	日平均値の2%除外値	ppm	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
	※環境基準の長期的評価による 日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0

(備考)「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

2 浮遊粒子状物質 (一般): 一般大気環境測定局、(自排): 自動車排出ガス測定局

測定局	項目	単位	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
王子 (一般)	有効測定日数	日	357	356	355	356	352
	測定時間	時間	8554	8560	8530	8553	8478
	年平均値	mg/m ³	0.018	0.016	0.016	0.016	0.017
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた 時間数とその割合	時間 %	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた 日数とその割合	日 %	0 0	0 0	0 0	0 0	2 0.6
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.115	0.082	0.103	0.129	0.146
	日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.051	0.040	0.039	0.044	0.050
	※環境基準の長期的評価による 日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0
二見 (一般)	有効測定日数	日	350	355	355	356	355
	測定時間	時間	8441	8525	8533	8555	8529
	年平均値	mg/m ³	0.018	0.018	0.018	0.018	0.017
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた 時間数とその割合	時間 %	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた 日数とその割合	日 %	0 0	0 0	0 0	0 0	1 0.3
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.115	0.093	0.087	0.106	0.150
	日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.050	0.043	0.043	0.047	0.047
	※環境基準の長期的評価による 日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0
林崎 (自排)	有効測定日数	日	357	355	355	356	355
	測定時間	時間	8556	8533	8536	8558	8532
	年平均値	mg/m ³	0.018	0.017	0.017	0.017	0.016
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた 時間数とその割合	時間 %	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた 日数とその割合	日 %	0 0	0 0	0 0	0 0	2 0.6
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.123	0.088	0.134	0.121	0.140
	日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.052	0.039	0.040	0.046	0.046
	※環境基準の長期的評価による 日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0
小久保 (自排)	有効測定日数	日	363	358	360	364	359
	測定時間	時間	8687	8630	8658	8722	8643
	年平均値	mg/m ³	0.014	0.012	0.012	0.014	0.014
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた 時間数とその割合	時間 %	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた 日数とその割合	日 %	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.100	0.082	0.066	0.073	0.085
	日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.038	0.028	0.027	0.032	0.034
	※環境基準の長期的評価による 日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0

(備考)「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値が0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

3 窒素酸化物 (一般): 一般大気環境測定局、(自排): 自動車排出ガス測定局

測定局	項目	単位	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
王(一) 子(般)	有効測定日数	日	359	353	359	362	361
	測定時間	時間	8522	8469	8586	8644	8642
	年平均値	ppm	0.015	0.014	0.015	0.014	0.012
	1時間値の最高値	ppm	0.140	0.115	0.162	0.124	0.101
	日平均値の年間98%値	ppm	0.038	0.032	0.035	0.037	0.031
	年平均値NO ₂ /(NO+NO ₂)	%	79.3	81.3	79.6	78.7	81.4
二(一) 見(般)	有効測定日数	日	353	356	361	360	361
	測定時間	時間	8413	8563	8632	8644	8649
	年平均値	ppm	0.012	0.012	0.013	0.011	0.010
	1時間値の最高値	ppm	0.097	0.094	0.098	0.132	0.075
	日平均値の年間98%値	ppm	0.031	0.027	0.027	0.028	0.023
	年平均値NO ₂ /(NO+NO ₂)	%	78.3	84.0	85.0	85.0	86.7
小(自) 久(排) 保	有効測定日数	日	361	357	359	359	361
	測定時間	時間	8592	8537	8622	8612	8639
	年平均値	ppm	0.022	0.021	0.020	0.018	0.016
	1時間値の最高値	ppm	0.155	0.116	0.103	0.111	0.086
	日平均値の年間98%値	ppm	0.050	0.040	0.039	0.040	0.033
	年平均値NO ₂ /(NO+NO ₂)	%	73.4	75.0	74.5	75.7	78.8

4 一酸化窒素 (一般): 一般大気環境測定局、(自排): 自動車排出ガス測定局

測定局	項目	単位	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
王(一) 子(般)	有効測定日数	日	359	353	359	362	361
	測定時間	時間	8522	8469	8586	8644	8642
	年平均値	ppm	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.097	0.077	0.086	0.092	0.069
	日平均値の年間98%値	ppm	0.012	0.011	0.012	0.014	0.009
二(一) 見(般)	有効測定日数	日	353	356	361	360	361
	測定時間	時間	8413	8563	8632	8644	8649
	年平均値	ppm	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001
	1時間値の最高値	ppm	0.054	0.056	0.067	0.072	0.044
	日平均値の年間98%値	ppm	0.009	0.007	0.008	0.007	0.005
小(自) 久(排) 保	有効測定日数	日	361	357	359	359	361
	測定時間	時間	8592	8537	8622	8612	8639
	年平均値	ppm	0.006	0.005	0.005	0.004	0.003
	1時間値の最高値	ppm	0.106	0.071	0.067	0.066	0.052
	日平均値の年間98%値	ppm	0.019	0.014	0.013	0.015	0.010

5 二酸化窒素 (一般): 一般大気環境測定局、(自排): 自動車排出ガス測定局

測定局	項目	単位	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
王子 (一般)	有効測定日数	日	359	353	359	362	361
	測定時間	時間	8522	8469	8586	8644	8642
	年平均値	ppm	0.012	0.011	0.012	0.011	0.010
	1時間値の最高値	ppm	0.067	0.073	0.076	0.075	0.060
	日平均値が0.06ppmを超えた 日数とその割合	日 %	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の 日数とその割合	日 %	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	日平均値の年間98%値	ppm	0.028	0.025	0.025	0.025	0.024
	※環境基準の長期的評価による 日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
二見 (一般)	有効測定日数	日	353	356	361	360	361
	測定時間	時間	8413	8563	8632	8644	8649
	年平均値	ppm	0.010	0.010	0.011	0.009	0.009
	1時間値の最高値	ppm	0.062	0.056	0.070	0.064	0.061
	日平均値が0.06ppmを超えた 日数とその割合	日 %	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の 日数とその割合	日 %	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	日平均値の年間98%値	ppm	0.023	0.022	0.023	0.022	0.019
	※環境基準の長期的評価による 日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
小久保 (自排)	有効測定日数	日	361	357	359	359	361
	測定時間	時間	8592	8537	8622	8612	8639
	年平均値	ppm	0.016	0.015	0.015	0.013	0.012
	1時間値の最高値	ppm	0.067	0.066	0.072	0.067	0.053
	日平均値が0.06ppmを超えた 日数とその割合	日 %	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の 日数とその割合	日 %	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	日平均値の年間98%値	ppm	0.032	0.027	0.027	0.026	0.025
	※環境基準の長期的評価による 日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0

(備考)「環境基準の長期的評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、日平均値の低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えた日数である。

6 光化学オキシダント (一般): 一般大気環境測定局

測定局	項目	単位	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
王子 (一般)	昼間測定日数	日	362	365	315	366	365
	昼間測定時間	時間	5339	5400	4647	5439	5407
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた 日数と時間数	日	62	77	44	56	77
		時間	236	261	163	244	315
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の 日数と時間数	日	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値	ppm	0.098	0.119	0.096	0.109	0.111
二見 (一般)	昼間測定日数	日	362	365	365	366	365
	昼間測定時間	時間	5338	5392	5433	5434	4938
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた 日数と時間数	日	87	88	87	84	97
		時間	379	399	441	402	426
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の 日数と時間数	日	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値	ppm	0.099	0.104	0.099	0.109	0.102
	昼間の日最高1時間値の年平均値	ppm	0.050	0.050	0.050	0.050	0.052
	昼間の1時間値の年平均値	ppm	0.035	0.034	0.035	0.035	0.038

(備考) 昼間とは5時から20時までの時間帯である。したがって、1時間値では6時のデータから20時のデータまでをいう。

7 光化学スモッグ注意報等発令状況

年度	単位	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予報発令回数	回	0	0	0	0	0
注意報発令回数	回	0	0	0	0	0

8 一酸化炭素 (自排): 自動車排出ガス測定局

測定局	項目	単位	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
林崎 (自排)	有効測定日数	日	325	365	351	366	364
	測定時間	時間	7711	8685	8401	8714	8694
	年平均値	ppm	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
	8時間値が20ppmを超えた 回数とその割合	時間	0	0	0	0	0
		%	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた 日数とその割合	日	0	0	0	0	0
		%	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	1.3	1.1	1.1	1.3	1.0
	日平均値の年間2%除外値	ppm	0.6	0.5	0.6	0.6	0.5
小久保 (自排)	※環境基準の長期的評価による 日平均値が10ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
	有効測定日数	日	365	353	365	366	361
	測定時間	時間	8646	8466	8705	8722	8651
	年平均値	ppm	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	8時間値が20ppmを超えた 回数とその割合	時間	0	0	0	0	0
		%	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた 日数とその割合	日	0	0	0	0	0
		%	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	1.1	1.2	1.1	1.0	1.2
	日平均値の年間2%除外値	ppm	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	※環境基準の長期的評価による 日平均値が10ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0

(備考) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを越えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値を越えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを越えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

9 微小粒子状物質(PM2.5) (一般): 一般大気環境測定局、(自排): 自動車排出ガス測定局

測定局	項目	単位	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
(一) 王 子 般	有効測定日数	日	357	356	355	356	352
	測定時間	時間	8554	8560	8530	8553	8480
	年平均値	μg/m ³	10.0	9.3	10.1	9.5	10.0
	日平均値の年間98%値	μg/m ³	26.5	22.6	23.0	22.1	31.0
	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数	日	2	0	1	0	4
	とその割合	%	0.6	0	0.3	0	1.1
(一) 二 見 般	有効測定日数	日	350	355	355	356	355
	測定時間	時間	8441	8526	8533	8555	8529
	年平均値	μg/m ³	10.8	10.5	10.8	10.4	10.5
	日平均値の年間98%値	μg/m ³	29.5	26.8	25.0	25.3	33.3
	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数	日	3	1	1	0	5
	とその割合	%	0.9	0.3	0.3	0	1.4
(自) 林 崎 排	有効測定日数	日	357	355	355	356	355
	測定時間	時間	8556	8533	8536	8559	8532
	年平均値	μg/m ³	9.9	8.9	9.4	9.1	9.3
	日平均値の年間98%値	μg/m ³	26.5	21.5	22.5	22.4	27.8
	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数	日	2	0	1	0	3
	とその割合	%	0.6	0	0.3	0	0.8

(備考) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で、分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

微小粒子状物質に係る環境基準は、1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ1日平均値が35μg/m³以下であること。

10 有害大気汚染物質 (一般): 一般大気環境測定局、(自排): 自動車排出ガス測定局

測定地点	物質名	単位	6年度平均値	環境基準	指針値
大久保浄化センター	アクリロニトリル	μg/m ³	0.017	—	2
	アセトアルデヒド	μg/m ³	1.4	—	120
	塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.017	—	10
	塩化メチル	μg/m ³	1.6	—	94
	クロム及びその化合物	ng/m ³	4.3	—	—
	クロロホルム	μg/m ³	0.15	—	18
	酸化エチレン	μg/m ³	0.12	—	—
	1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.11	—	1.6
	ジクロロメタン	μg/m ³	1.3	150	—
	水銀及びその化合物	ng/m ³	1.8	—	40
	テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.012	200	—
	トリクロロエチレン	μg/m ³	0.035	130	—
	トルエン	μg/m ³	7.1	—	—
	ニッケル化合物	ng/m ³	2.3	—	25
	ヒ素及びその化合物	ng/m ³	0.75	—	6
	1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.022	—	2.5
	ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.008	—	—
	ベンゼン	μg/m ³	0.42	3	—
	ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.078	—	—
	ホルムアルデヒド	μg/m ³	1.6	—	—
	マンガン及びその化合物	ng/m ³	37	—	140

11 ダイオキシン類

調査地点	測定月日	単位	測定値	環境基準
大久保浄化センター	R6.8.20 ~ 8.27	pg-TEQ/ m ³	0.0076	0.6以下
	R7.2.7 ~ 2.14		0.015	
	年間平均値		0.011	
魚住浄水場	R6.8.20 ~ 8.27		0.0090	
	R7.2.7 ~ 2.14		0.019	
	年間平均値		0.014	

※ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCB類の総称。

Ⅱ 水質汚濁

1 河川の環境基準適合状況

地点	類型	健康項目	生活環境項目			
		全項目	pH	DO	BOD	SS
明石川 嘉永橋	C	100	100	100	100	100
谷八木川 谷八木橋	E	100	100	100	100	100

(備考) 県水質測定計画に基づく。数字は、適合率(%)=(環境基準適合検体数/全検体数)×100

2 河川の水質測定結果・地点別総括表

生活環境項目－①

地点	項目 類型 期間	pH		BOD				COD			SS			DO		
		最小 最大	m/n	最小 最大	m/n	平均	75%値	最小 最大	n	平均	最小 最大	m/n	平均	最小 最大	m/n	平均
明石川 嘉永橋	C □	6.7 8.1	0/12	0.7 1.2	0/12	1.0	1.1	5.0 7.6	12	6.2	<1 6	0/12	3	8.9 11	0/12	9.8
谷八木川 谷八木橋	E ハ	6.8 7.8	0/12	1.8 3.7	0/12	2.6	2.9	9.3 11	12	10	3 14	-/12	6	4.7 9.8	0/12	7.1
赤根川 柳井橋	— —	7.7 8.9	-/12	1.1 3.4	-/12	2.1	—	5.0 8.9	12	7.2	4 18	-/12	10	6.8 13	-/12	10
瀬戸川 相礼橋	— —	8.0 9.6	-/12	1.4 3.0	-/12	2.1	—	4.1 7.5	12	6.2	5 14	-/12	9	8.8 15	-/12	12
朝霧川 清水橋	— —	7.5 8.8	-/4	0.9 1.3	-/4	1.1	—	1.8 4.1	4	3.4	<1 6	-/4	3	8.0 14	-/4	10

(備考) m: 環境基準に適合しない検体数、n: 総検体数、測定値の単位: mg/L

BODの環境基準(75%値): 明石川5mg/L、谷八木川10mg/L

期間の「□」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成。

生活環境項目－②

地点	項目 類型 期間	大腸菌数			油分等			全窒素			全りん		
		最小 最大	n	平均	最小 最大	n	平均	最小 最大	n	平均	最小 最大	n	平均
明石川 嘉永橋	C □	7.2×10^1 3.2×10^2	12	1.7×10^2	<0.5 <0.5	4	<0.5	5.5 13	12	7.8	0.27 1.3	12	0.73
谷八木川 谷八木橋	E ハ	7.4×10^2 7.2×10^3	12	3.5×10^3	<0.5 <0.5	4	<0.5	8.4 16	12	12	0.14 0.51	12	0.29
赤根川 柳井橋	— —	4.4×10^1 3.5×10^3	12	5.6×10^2	<0.5 <0.5	4	<0.5	0.7 1.6	12	1.1	0.081 0.44	12	0.18
瀬戸川 相礼橋	— —	2.6×10^1 2.5×10^3	12	4.6×10^2	<0.5 <0.5	4	<0.5	1.2 3.3	12	2.3	0.10 0.34	12	0.20
朝霧川 清水橋	— —	3.8×10^1 5.2×10^3	4	1.4×10^2	— —	—	—	— —	—	—	— —	—	—

(備考) n: 総検体数、大腸菌数の単位: CFU/100mL、その他の測定値の単位: mg/L

生活環境項目－③

項目 地点	項目 類型 期間	全亜鉛			ノニルフェノール			LAS		
		最小 最大	n	平均	最小 最大	n	平均	最小 最大	n	平均
明石川 嘉永橋	C □	0.016 0.038	4	0.023	<0.00006 <0.00006	4	<0.00006	<0.0006 <0.0006	4	<0.0006
谷八木川 谷八木橋	E ハ	0.041 0.043	4	0.043	<0.00006 <0.00006	4	<0.00006	<0.0006 0.0015	4	0.0009
赤根川 柳井橋	— —	0.007 0.019	4	0.011	<0.00006 <0.00006	4	<0.00006	<0.0006 <0.0006	4	<0.0006
瀬戸川 相礼橋	— —	0.004 0.010	4	0.007	<0.00006 <0.00006	4	<0.00006	<0.0006 0.0009	4	0.0007

(備考) n: 総検体数、測定値の単位: mg/L

健康項目等－①

項目	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀		アルキル水銀	
環境基準	0.003以下		検出されないこと		0.01以下		0.02以下		0.01以下		0.0005以下		検出されないこと	
地点	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
明石川 嘉永橋	0/4	<0.0003	0/4	ND	0/4	0.001	0/4	<0.01	0/4	0.001	0/4	<0.0005	0/4	ND
谷八木川 谷八木橋	0/4	<0.0003	0/4	ND	0/4	0.003	0/4	<0.01	0/4	<0.001	0/4	<0.0005	0/4	ND
赤根川 柳井橋	0/4	<0.0003	0/4	ND	0/4	<0.001	0/4	<0.01	0/4	0.001	0/4	<0.0005	0/4	ND
瀬戸川 相礼橋	0/4	<0.0003	0/4	ND	0/4	<0.001	0/4	<0.01	0/4	0.001	0/4	<0.0005	0/4	ND

(備考)m:環境基準に適合しない検体数、n:総検体数、ND:検出されず、測定値の単位:mg/L

健康項目等－②

項目	PCB		ジクロロメタン		四塩化炭素		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン	
環境基準	検出されないこと		0.02以下		0.002以下		0.004以下		0.1以下		0.04以下	
地点	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
明石川 嘉永橋	0/4	ND	0/4	<0.002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0004	0/4	<0.01	0/4	<0.004
谷八木川 谷八木橋	0/4	ND	0/4	<0.002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0004	0/4	<0.01	0/4	<0.004
赤根川 柳井橋	0/4	ND	0/4	<0.002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0004	0/4	<0.01	0/4	<0.004
瀬戸川 相礼橋	0/4	ND	0/4	<0.002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0004	0/4	<0.01	0/4	<0.004

(備考)m:環境基準に適合しない検体数、n:総検体数、ND:検出されず、測定値の単位:mg/L

健康項目等－③

項目	1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,3-ジクロロプロペン		チウラム		シマジン	
環境基準	1以下		0.006以下		0.01以下		0.01以下		0.002以下		0.006以下		0.003以下	
地点	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
明石川 嘉永橋	0/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.001	0/4	<0.0005	0/4	<0.0002	0/4	<0.0006	0/4	<0.0003
谷八木川 谷八木橋	0/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.001	0/4	<0.0005	0/4	<0.0002	0/4	<0.0006	0/4	<0.0003
赤根川 柳井橋	0/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.001	0/4	<0.0005	0/4	<0.0002	0/4	<0.0006	0/4	<0.0003
瀬戸川 相礼橋	0/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.001	0/4	<0.0005	0/4	<0.0002	0/4	<0.0006	0/4	<0.0003

(備考)m:環境基準に適合しない検体数、n:総検体数、測定値の単位:mg/L

健康項目等－④

項目	チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		硝酸・亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素		1,4-ジオキサン	
環境基準	0.02以下		0.01以下		0.01以下		10以下		0.8以下		1以下		0.05以下	
地点	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
明石川 嘉永橋	0/4	<0.002	0/4	<0.001	0/4	<0.001	1/12	12	0/4	0.24	0/4	0.21	0/4	<0.005
谷八木川 谷八木橋	0/4	<0.002	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/12	2.9	0/4	0.21	0/4	0.17	0/4	<0.005
赤根川 柳井橋	0/4	<0.002	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/12	0.9	0/4	0.20	0/4	0.11	0/4	<0.005
瀬戸川 相礼橋	0/4	<0.002	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/12	2.8	0/4	0.23	0/4	<0.05	0/4	<0.005

(備考)m:環境基準に適合しない検体数、n:総検体数、測定値の単位:mg/L

要監視項目－①

項目	クロホルム		1,2-ジクロロエチレン		1,2-ジクロロプロパン		p-ジクロロベンゼン		イソキサチオン		ダイアzin		フェニトロチオン		イソプロチオラン	
指針値	0.06以下		0.04以下		0.06以下		0.2以下		0.008以下		0.005以下		0.003以下		0.04以下	
地点	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
明石川 嘉永橋	0/2	<0.006	0/2	<0.004	0/2	<0.006	0/2	<0.02	0/2	<0.0008	0/2	<0.0005	0/2	<0.0003	0/2	<0.004
谷八木川 谷八木橋	0/2	<0.006	0/2	<0.004	0/2	<0.006	0/2	<0.02	0/2	<0.0008	0/2	<0.0005	0/2	<0.0003	0/2	<0.004
赤根川 柳井橋	0/2	<0.006	0/2	<0.004	0/2	<0.006	0/2	<0.02	0/2	<0.0008	0/2	<0.0005	0/2	<0.0003	0/2	<0.004
瀬戸川 相礼橋	0/2	<0.006	0/2	<0.004	0/2	<0.006	0/2	<0.02	0/2	<0.0008	0/2	<0.0005	0/2	<0.0003	0/2	<0.004

(備考)m: 指針値を超える検体数、n: 総検体数、測定値の単位: mg/L

要監視項目－②

項目	オキシ銅		クロタロニル		プロピサミド		EPN		ジクロルホス		フェノカルブ		イプロベンホス		クロロピロフェン	
指針値	0.04以下		0.05以下		0.008以下		0.006以下		0.008以下		0.03以下		0.008以下		－	
地点	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
明石川 嘉永橋	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.0008	0/2	<0.0006	0/2	<0.0008	0/2	<0.002	0/2	<0.0008	-/2	<0.0001
谷八木川 谷八木橋	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.0008	0/2	<0.0006	0/2	<0.0008	0/2	<0.002	0/2	<0.0008	-/2	<0.0001
赤根川 柳井橋	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.0008	0/2	<0.0006	0/2	<0.0008	0/2	<0.002	0/2	<0.0008	-/2	<0.0001
瀬戸川 相礼橋	0/2	<0.004	0/2	<0.004	0/2	<0.0008	0/2	<0.0006	0/2	<0.0008	0/2	<0.002	0/2	<0.0008	-/2	<0.0001

(備考)m: 指針値を超える検体数、n: 総検体数、測定値の単位: mg/L

要監視項目－③

項目	トルエン		キシレン		フタル酸ジエチルヘキシル		ニッケル		モリブデン		アンチモン		塩化ビニルモノマー		エビクロピトリン	
指針値	0.6以下		0.4以下		0.06以下		－		0.07以下		0.02以下		0.002以下		0.0004以下	
地点	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
明石川 嘉永橋	0/2	<0.06	0/2	<0.04	0/2	<0.003	-/2	0.010	0/2	<0.007	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.00003
谷八木川 谷八木橋	0/2	<0.06	0/2	<0.04	0/2	<0.003	-/2	0.001	0/2	<0.007	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.00003
赤根川 柳井橋	0/2	<0.06	0/2	<0.04	0/2	<0.003	-/2	0.004	0/2	<0.007	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.00003
瀬戸川 相礼橋	0/2	<0.06	0/2	<0.04	0/2	<0.003	-/2	0.001	0/2	<0.007	0/2	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.00003

(備考)m: 指針値を超える検体数、n: 総検体数、測定値の単位: mg/L

要監視項目－④

項目	全マンガン		ウラン		フェノール		ホルムアルデヒド		4-tert-オクチルフェノール		アニリン		2,4-ジクロロフェノール		PFOS及びPFOA	
指針値	0.2以下		0.002以下		0.01以下		1以下		－		－		－		0.00005	
地点	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	n	平均値
明石川 嘉永橋	0/2	<0.02	0/2	0.0002	0/2	<0.001	0/2	<0.003	-/2	<0.00003	-/2	<0.002	-/2	<0.0003	8	0.000044
谷八木川 谷八木橋	0/2	0.03	0/2	<0.0002	0/2	<0.001	0/2	0.003	-/2	<0.00003	-/2	<0.002	-/2	<0.0003	4	0.000028
赤根川 柳井橋	0/2	0.03	0/2	0.0002	0/2	<0.001	0/2	<0.003	-/2	<0.00003	-/2	<0.002	-/2	<0.0003	－	－
瀬戸川 相礼橋	0/2	<0.02	0/2	<0.0002	0/2	<0.001	0/2	<0.003	-/2	<0.00003	-/2	<0.002	-/2	<0.0003	－	－

(備考)m: 指針値を超える検体数、n: 総検体数、測定値の単位: mg/L

特殊項目及びその他の項目－①

項目	フェノール類			銅			溶解性鉄			溶解性マンガン		
	最小 最大	n	平均	最小 最大	n	平均	最小 最大	n	平均	最小 最大	n	平均
明石川 嘉永橋	<0.01 <0.01	4	<0.01	0.002 0.006	4	0.004	0.04 0.07	4	0.06	<0.01 0.01	4	0.01
谷八木川 谷八木橋	<0.01 <0.01	4	<0.01	0.002 0.004	4	0.003	0.04 0.08	4	0.06	0.01 0.03	4	0.02
赤根川 柳井橋	<0.01 <0.01	4	<0.01	0.001 0.004	4	0.002	0.26 0.62	4	0.45	0.01 0.02	4	0.02
瀬戸川 相礼橋	<0.01 <0.01	4	<0.01	0.002 0.003	4	0.002	0.03 0.13	4	0.08	<0.01 0.01	4	0.01

(備考)n:総検体数、測定値の単位:mg/L

特殊項目及びその他の項目－②

項目	クロム			MBAS			塩化物イオン		
	最小 最大	n	平均	最小 最大	n	平均	最小 最大	n	平均
明石川 嘉永橋	<0.01 <0.01	4	<0.01	0.01 0.03	4	0.02	39 61	12	49
谷八木川 谷八木橋	<0.01 <0.01	4	<0.01	0.01 0.04	4	0.02	79 110	12	93
赤根川 柳井橋	<0.01 <0.01	4	<0.01	0.01 0.04	4	0.02	61 170	12	106
瀬戸川 相礼橋	<0.01 <0.01	4	<0.01	<0.01 0.03	4	0.02	12 32	12	18
朝霧川 清水橋	— —	—	—	— —	—	—	17 26	4	22

(備考)n:総検体数、測定値の単位:mg/L

特殊項目及びその他の項目－③

項目	アンモニア性窒素			亜硝酸性窒素			硝酸性窒素			りん酸性りん		
	最小 最大	n	平均	最小 最大	n	平均	最小 最大	n	平均	最小 最大	n	平均
明石川 嘉永橋	<0.01 0.01	12	0.01	<0.005 0.01	12	0.006	4.2 12	12	6.7	0.21 1.2	12	0.66
谷八木川 谷八木橋	6.4 12	12	9.5	0.27 0.86	12	0.57	0.62 2.5	12	1.4	0.01 0.37	12	0.14
赤根川 柳井橋	<0.01 0.16	12	0.03	<0.005 0.034	12	0.016	0.15 0.9	12	0.42	0.01 0.26	12	0.10
瀬戸川 相礼橋	<0.01 0.03	12	0.01	0.010 0.025	12	0.017	0.8 2.8	12	1.7	0.05 0.25	12	0.14

(備考)n:総検体数、測定値の単位:mg/L

3 地下水の水質測定結果

調査区分	概況調査			継続監視調査			合計		
測定項目	調査	検出	超過	調査	検出	超過	調査	検出	超過
カドミウム	5	0	0	-	-	-	5	0	0
全シアン	5	0	0	-	-	-	5	0	0
鉛	5	0	0	-	-	-	5	0	0
六価クロム	5	0	0	-	-	-	5	0	0
砒素	5	2	0	-	-	-	5	2	0
総水銀	5	0	0	-	-	-	5	0	0
アルキル水銀	5	0	0	-	-	-	5	0	0
PCB	5	0	0	-	-	-	5	0	0
ジクロロメタン	5	0	0	-	-	-	5	0	0
四塩化炭素	5	0	0	-	-	-	5	0	0
クロロエチレン	5	0	0	7	2	1	12	2	1
1,2-ジクロロエタン	5	0	0	7	0	0	12	0	0
1,1-ジクロロエチレン	5	0	0	7	0	0	12	0	0
1,2-ジクロロエチレン	5	0	0	7	3	1	12	3	1
1,1,1-トリクロロエタン	5	0	0	7	1	0	12	1	0
1,1,2-トリクロロエタン	5	0	0	7	0	0	12	0	0
トリクロロエチレン	5	1	0	7	3	3	12	4	3
テトラクロロエチレン	5	1	0	7	3	2	12	4	2
1,3-ジクロロプロペン	5	0	0	-	-	-	5	0	0
チウラム	5	0	0	-	-	-	5	0	0
シマジン	5	0	0	-	-	-	5	0	0
チオベンカルブ	5	0	0	-	-	-	5	0	0
ベンゼン	5	0	0	-	-	-	5	0	0
セレン	5	1	0	-	-	-	5	1	0
硝酸・亜硝酸性窒素	5	5	0	-	-	-	5	5	0
ふっ素	5	3	0	-	-	-	5	3	0
ほう素	5	4	0	-	-	-	5	4	0
1,4-ジオキサン	5	0	0	-	-	-	5	0	0
PFOS及びPFOA	1	1	0	-	-	-	1	1	0

(備考)調査:調査井戸数、検出:定量下限値検出井戸数、超過:環境基準値超過井戸数

環境基準超過の状況(継続監視調査)

項目(環境基準値)	クロロエチレン (0.002mg/L)	a/b	1,2-ジクロロエチレン (0.04mg/L)	a/b	トリクロロエチレン (0.01mg/L)	a/b	テトラクロロエチレン (0.01mg/L)	a/b
地名								
藤江	ND~ND	0/3	ND~0.025	0/3	ND~0.12	1/3	ND~ND	0/3
大久保町	ND~0.0006	0/3	ND~0.037	0/3	ND~0.020	1/3	ND~0.26	1/3
魚住町	0.011	1/1	0.34	1/1	1.0	1/1	12	1/1

(備考)a:環境基準値超過地点数、b:総地点数、ND:不検出

4 海水浴場水質測定結果

海水浴場名	調査月日	ふん便性大腸菌群数(個/100mL)	COD(mg/L)	pH	透明度(m)	油膜の有無	判定
大蔵海岸	4/25、4/26	<2	1.5	8.0-8.2	水深1m以上	無	水質AA
	7/18、7/19	<2	1.6	8.0-8.3	水深1m以上	無	水質AA
林崎・松江	4/25、4/26	<2	1.7	8.0-8.1	水深1m以上	無	水質AA
	7/18、7/29	2	1.4	8.1-8.2	水深1m以上	無	水質A

5 ダイオキシン類測定結果

調査地点	環境基準	明石川	谷八木川	赤根川	瀬戸川
水中濃度(pg-TEQ/L)	1	0.035	0.15	0.14	0.11
底質中濃度(pg-TEQ/g-dry)	150	0.14	0.56	0.39	0.11

Ⅲ騒音

1 市内主要幹線道路騒音面の評価結果

番号	評価対象路線	評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
		戸	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
1	一般国道2号	6,433	6,159	95.7	263	4.1	1	0.0	10	0.2
2	一般国道2号(第二神明道路)	225	128	56.9	0	0.0	10	4.4	87	38.7
3	一般国道2号(加古川バイパス)	74	74	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4	一般国道28号	878	863	98.3	15	1.7	0	0.0	0	0.0
5	一般国道250号	2,749	2,734	99.5	1	0.0	9	0.3	5	0.2
6	主要地方道明石神戸宝塚線	517	517	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7	主要地方道神戸明石線	1,347	1,341	99.6	1	0.1	2	0.1	3	0.2
8	主要地方道宇佐土山線	205	205	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9	一般県道平野舞子停車場線	911	906	99.5	0	0.0	5	0.5	0	0.0
10	一般県道大久保稲美加古川線	1,256	1,107	88.1	2	0.2	109	8.7	38	3.0
11	一般県道明石港線	295	295	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12	一般県道林崎港線	153	153	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
13	二見港土山線	748	748	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
14	一般県道西明石停車場線	158	158	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
15	一般県道有瀬大蔵線	816	804	98.5	9	1.1	3	0.4	0	0.0
16	一般県道岩岡魚住線	726	724	99.7	0	0.0	2	0.3	0	0.0
17	一般県道江井ヶ島大久保停車場線	686	686	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
18	一般県道平荘大久保線	499	499	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
19	一般県道志染土山線	111	110	99.1	1	0.9	0	0.0	0	0.0
20	一般県道明石高砂線	5,948	5,948	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
21	市道朝霧5号線	523	518	99.0	0	0.0	5	1.0	0	0.0
22	市道魚住124号線	367	367	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
23	市道大久保146号線	381	380	99.7	0	0.0	1	0.3	0	0.0
24	市道朝霧228号線	222	219	98.6	0	0.0	3	1.4	0	0.0
25	市道朝霧242号線	675	642	95.1	3	0.4	22	3.3	8	1.2
全体		25,836	25,256	97.8	264	1.0	165	0.6	151	0.6

※路線評価対象住居等戸数は、重複する部分があるため、全体と各路線の合計とは一致しません。

Ⅳ公害苦情

1 各種項目別苦情件数

(1) 苦情件数の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	86	112	91	81	87	107

(2) 月別苦情件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	7	13	4	12	10	16	13	11	2	8	5	6	107

(3) 公害種類別苦情件数

公害種類別	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	低周波	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他	計
件数	42	8	0	39	0	4	0	9	0	5	107

(4) 発生源別苦情件数

発生源別	農業	建設業	製造業	運輸業	飲食店・宿泊業	サービス業	個人	その他・不明等	計
件数	1	53	6	0	5	4	12	26	107

(5) 発生地域別苦情件数

発生地域別	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	調整地域	その他	計
件数	69	4	8	4	8	2	7	5	107

V 環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

(1) 常時監視項目に係る環境基準

物質	環境上の条件	(設定年月日等)	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	(S48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	(S48.5.8告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	(S48. 5.8告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	(S53. 7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。	(S48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	(H21.9.9告示)	微小粒子状物質による大気の大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

(2) 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件	(設定年月日等)	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	(H9.2.4告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	(H30.11.19告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	(H9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	(H13.4.20告示)	

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り出される粒子をいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをなさないよう努めるものとする。
- ベンゼン等による大気の大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

2 水質の汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準〔該当水域はすべての水域〕

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
ヒ素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

備考

- 1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2.「検出されないこと」とは、定められた測定方法で測定した結果、その定量下限値を下回ることをいう。
- 3.海域については、ふっ素及びほう素の基準は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準等

・河川（湖沼を除く：本市については該当なし）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1000CFU/100ml以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びE欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考

- 1.基準値は、日間平均値とする。

(注) 自然環境保全：自然深勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中貧腐水性の水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

水質汚濁に係る環境基準の水域類型(河川)

水域の範囲	類型値
明石川下流(伊川合流点より下流)	C
谷八木川(全域)	E

水質に係る要監視項目の指針値

項目	基準値	項目	基準値
クロロホルム	0.06mg/L以下	フェノールカルブ	0.03mg/L以下
トランス1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	イプロベンホス	0.008mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	クロルニトロフェン	——
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
フェニトロチオン	0.003mg/L以下	ニッケル	——
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
オキシ銅	0.04mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
クロロタロニル	0.05mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下
ジクロロボス	0.008mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下

(3) 地下水に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1.1.1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1.1.2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
ヒ素	0.01mg/L以下	1.3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	硝酸性及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1.2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1.1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1.2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1.4-ジオキサン	0.05mg/L以下

(4) 水浴場による判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出(検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下	全透(水深1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下	全透(水深1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満～50cm以上
不適		1000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満

(注)1 ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、CODまたは透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。

(注)2 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、CODまたは透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

- ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」(水質が特に良好な水浴場)とする。
- ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」(水質が良好な水浴場)とする。
- ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- ・これら以外のものを「水質C」とする。

3 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考

車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	夜間
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

(注) Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

5 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ。))及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

備考

- 1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2.大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3.土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4.土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。